

広島市開発登録簿調書

登録番号

15

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市指令指宅 第 45 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容
			年 月 日	令和 3 年 9 月 24 日				令和4年7月14日	変更許可を要しない設計変更届 道路側溝を迂回側溝に変更
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	広島市南区段原日出二丁目2番22号					
			氏 名	日東不動産株式会社 代表取締役 東 正治					
	工 事 施 行 者		住 所	広島市中区十日市町二丁目4番30号					
			氏 名	有限会社広徳工業 取締役 徳弘 広明					
	許可に 基づく 地位の 承継	承継または 受 理	番 号						
			年 月 日	令和 年 月 日					
		承継した者	住 所						
			氏 名						
	工事施行者	住 所							
		氏 名							
	承継の原因等								
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の 名称および地番		広島市佐伯区三宅三丁目716番1号一部、717番1、 717番3号の一部					
		開 発 面 積		1410.27 m ²					
		予定建築物の用途		戸建住宅					
		宅地区画および戸数		8戸					
		区域及び 地 域 等	区 域	(市街化区域)・市街化調整区域					
	地域・地区		第一種中高層住居専用地域						
	法第41条第1項の 制限の内容			○建ぺい率 ○高さの限度 ○容積率 ○壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)					
予 定 工 期	着 手	許可の日から30日以内		令和 年 月 日	備 考				
	完 了	着手の日から180日以内		令和 年 月 日					
工 事 完 了	検 査	広指宅 第107号		令和 4 年 9 月 27 日					
	公 告	広島市告示第473号		令和 4 年 9 月 27 日					